不利益処分一覧表

(令和4年(2022年11月30日作成)

[所管:福祉部長寿安心課]

No	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	介護保険法	27-10 · 12	要介護認定の申請の却下	В
2	介護保険法	32-9	要介護支援の申請の却下	В
3	介護保険法	31	要介護認定の取消し	В
4	介護保険法	27-11	要介護認定申請処分の延期	В
5	介護保険法	34	要支援認定の取消し	В
6	介護保険法	32-9	要支援認定申請処分の延期	В
7	老人福祉法	10-4-2	老人日常生活用具の給付事業 給付費用の返還	A
8	成年後見制度の利用の促 進に関する法律	11-8	助成の中止及び返還	A
9	介護保険法	115-29	登録の取消	A
10	介護保険法	128	社会福祉法人が実施する介護老人 福祉施設・居宅介護サービス利用者 に対する軽減事業 不正利得の返還	A
1 1	介護保険法	115-45	豊中市家族介護慰労金支給事業 支給制限	A
1 2	介護保険法	115-45	豊中市家族介護慰労金支給事業 慰労金の返還	A
1 3	介護保険法	115-45	豊中市紙おむつ給付事業 給付の停止又は廃止	A
1 4	介護保険法	115-45	豊中市徘徊高齢者位置情報提供シ ステム事業 利用の停止又は廃止	A
1 5	介護保険法	115-45	豊中市在宅給食サービス事業 利用の停・廃止	A
16	介護保険法	115-45	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 利用の取消し	A

処	分 名	要介護認定の申請の却下
根拠	法令及び条項	介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
	関係条項	介護保険法第27条第1項
		● 市町村は、同法第27条第1項の申請に係る被保険者が、正当な理由な
処		しに同法第27条第2項の規定による調査に応じないとき、又は同法第27
		条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要介護認定
		の申請を却下することができる。
		・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)
		● 申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、
		若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経
		過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にか
分		かる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができ
	基	る。
	準	・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)
基		
	参考事項	
準		
	設定等年月	亚子 0 年 (1007 年) 10 日 17 日乳ウ (亚子 - 左 - 日 - 日目 (4 本年)
	目	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備	考	

処	分 名	要支援認定の申請の却下
根拠	法令及び条項	介護保険法第32条第9項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
	関係条項	介護保険法第 27 条第 10 項・第 12 項・第 32 条第 1 項
		介護保険法第27条第10項から第12項の規定は、同法第32条第1項の
処		申請及び当該申請に対する処分について準用する。
		● 市町村は、同法第27条第1項の申請に係る被保険者が、正当な理由な
		しに同法第27条第2項規定の調査に応じないとき、または同法第27条
		第 3 項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、要支援認定の
		申請を却下することができる。
		・・・(介護保険法第 27 条第 10 項)
分		● 申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、
	基	若しくは処分遅延のただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経
	準	過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請にか
		かる被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができ
		3.
		・・・(介護保険法第 27 条第 12 項)
基		
	参考事項	
準	, , ,	
	設定等年月	
	日	平成 9 年 (1997 年) 12 月 17 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備	考	

処	分 名	要介護認定の取消し
根拠	法令及び条項	介護保険法第31条
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
	関係条項	
		市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するとき
処		は、当該要介護認定を取り消すことができる。
		この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当
		該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第27条
		第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付する。
		1. 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。
		2. 正当な理由なしに、要介護認定に係る調査に応じないとき、又は同
		法第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
分		
	基	
	準	
	,	
基		
	参考事項	
準	多 与 尹 垻	
	日日	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備		

処	分 名	要介護認定申請処分の延期
根拠	法令及び条項	介護保険法第27条第11項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
処	関係条項	申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。
分	基準	
基		
準	参考事項	
	設定等年月 日	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備	考	

処	分 名	要支援認定の取消し
根拠	法令及び条項	介護保険法第34条
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
処	関係条項	市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、同法第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付する。
分	基準	1. 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。2. 正当な理由なしに、要支援認定に係る調査に応じないとき、又は同法第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
基		
準	参考事項	
	設定等年月	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備	考	

処	分 名	要支援認定申請処分の延期
根拠	法令及び条項	介護保険法第32条第9項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課介護認定係
	関係条項	
		介護保険法第27条第10項から第12項の規定は、同法第32条第1項の
処		申請及び当該申請に対する処分について準用する。
		申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由が
		ある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該被保険者に対し、
		当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知
		し、これを延期することができる。
分		
	基	
	準	
基		
3/64-	参考事項	
準		
	設定等年月	亚代 0 年 (1007 年) 19 日 17 日乳学 (亚代 年 日 日見始亦重)
	日	平成9年(1997年)12月17日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備	考	

処	分 名	老人日常生活用具の給付事業 給付費用の 返還
相切	 法令及び条項	2012 2012
	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
7/16	関係条項	老人日常生活用具の給付に係る費用の負担に関する条例施行規則第7条第2 項
処		 「給付に要した費用の全部又は一部の返還」 ・当該用具を給付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保に供した場合 ・老人日常生活用具の給付を受けた者が、前1項の規定に違反したと認める場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
分	基準	
基		
	参考事項	
準	設定等年月	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (平成 26 年 10 月 1 日最終変更)
備	考	

処	分 名	老人日常生活用具の給付事業 費用の返還
根拠	法令及び条項	老人福祉法第10条の4第2項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	老人日常生活用具の給付事業実施要綱第 10 条
		【費用の返還】
		虚偽その他不正な手段により当該用具の給付を受けた者があるとき
処		又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したと認めるときに
		は、当該用具の給付に要した費用の全部もしくは一部を返還させる
		ことができる。
		・・・同要綱第 10 条
		・老人日常生活用具の給付を受けた者が、前項の規定に違反した ・
分		と認める場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部
	基	を返還させることができる。
	準	・・・市規則第7条第2項
基		
進	参考事項	
1	少分于京	
		平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (平成 26 年 10 月 1 日最終変更)
備	考	

処	分 名	助成の中止及び返還
根拠	法令及び条項	成年後見制度の利用の促進に関する法律第10条第8項
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課地域支援係
	関係条項	豊中市成年後見人等報酬助成実施要綱第10条
		〔助成の中止〕
		被後見人等の資産状況及び生活状況の変化、死亡等により助成する
処		理由が消滅したと認めるときは、助成を中止し又は助成額を変更す
		る。
		「助成額の返還」
		虚偽の申込みその他不正な手段により助成を受けたときは、助成額
		の全部又は一部の返還を求める。
分		
	基	
	準	
-1-1-		
基		
準	参考事項	
	設定等年月	平成20年(2008年)4月1日設定(平成年月日最終変更)
/ :11:	日 ====================================	
備	考	

処	分 名	登録の取消
根拠	法令及び条項	介護保険法第 115 条の 29
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課地域支援係
	関係条項	豊中市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱第5条
		市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては登録を取り
		消すことができる。
処		
		(1) 基準該当介護予防支援事業者が、届出に係る市町村長等から
		指定を取り消され、又は指定の効力の全部又は一部を停止さ
		れたとき。
		(2) 基準該当介護予防支援事業者が、当該登録に係る事業所の従
		業者の知識若しくは技能又は人員について、基準省令に規定
分		する基準を満たすことができなくなったとき。
73	基	(3) 基準該当介護予防支援事業者が、基準省令に規定する基準該 当介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基
	進	準該当介護予防支援の事業を継続的に運営することができな
	+	字 では 1 の 文 ない ままで 他 が は か に 連 音 す る こ こ か く さ な
		(4) 特定介護予防サービス計画費の請求に不正があったとき。
		(5) 基準該当介護予防支援事業者又はその従業者が、法第59条
		第3項に規定により報告又は帳簿類書類の提出若しくは提示
基		を求められてこれに応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。
		(6) 基準該当介護予防支援事業者が、不正に手段により同要綱第
		2 条第 2 項の登録を受けたとき。
3/8/-	A # = =	
準	参考事項	
	設定等年月	
	以此等年月 日	平成年(年)月日設定(平成年月日最終変更)
備	<u> </u>	
V114		

根拠法令及び条項 介護保険法第128条 所管部局課室係名 福祉部長寿安心課相談安心係	処	分 名	不正利得の返還
関係条項 社会福祉法人が実施する介護を人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する経域事業実施要綱第10条	根拠	法令及び条項	介護保険法第 128 条
関係条項	所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
処 受けた者があるときは、市長は、軽減を行った社会福祉法人との協議のうえ、軽減額の全部又は一部をその者から社会福祉法人に返還するよう求める。 基 準 参考事項 設定等年月日 平成12年(2000年)4月1日設定(令和2年10月1日最終変更)		関係条項	
基	処		受けた者があるときは、市長は、軽減を行った社会福祉法人との協議のうえ、軽減額の全部又は一部をその者から社会福祉法人に返還
本 参考事項 設定等年月日 平成12年(2000年)4月1日設定(令和2年10月1日最終変更)	分		
	基		
	準	設定等年月	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 2 年 10 月 1 日最終変更)
1備	備	^F	

処	分 名	豊中市家族介護慰労金支給事業 支給制限
根拠	法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	豊中市家族介護慰労金支給事業実施要綱第4条
		家族介護者または要介護者が次のいずれかに該当する場合は、当該
		慰労金を支給しない。
処		(1) 要介護者または家族介護者が介護保険料を滞納しているとき。
		(2)要介護者が介護保険法第4章第6節に規定する保険給付の制限をうけて
		いるとき。
分		
	基	
	準	
基		
準	参考事項	
	設定等年月	平成 13 年(2001 年)4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
	目	一点 15 一位001 十年 7 1 日政定 (十)及 31 十年 7 1 日取於 发叉)
備	考	

Ьп	/\	豊中市家族介護慰労金支給事業 慰労金の
	分 名	返還
根拠	法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	豊中市家族介護慰労金支給事業実施要綱第8条
		偽りその他不正の行為によって、この要綱による慰労金の支給を受
		けたものがあるときは、当該家族介護者に対し、慰労金の全部また
処		は一部を返還させることができる。
分	#	
	基準	
	毕	
基		
<u> </u>		
準	参考事項	
	設定等年月	平成 13 年(2001 年)4 月 1 日設定 (平成 31 年 4 月 1 日最終変更)
	日	
備	考	

処	分 名	豊中市紙おむつ給付事業給付の停止又は廃止
根拠	法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	豊中市紙おむつ給付事業実施要綱第8条
		次の各項目の一に該当するときは、紙おむつ給付事業を停止又は廃
		止する。
処		(1) 死亡したとき。
		(2) 同要綱第5条(給付対象者)の規定に該当しなくなったとき。
		(3) 入院・入所等長期不在となったとき。
		(4) 生活保護受給世帯になったとき。
		(5) <u>その他、市長が必要でないと認めたとき。</u>
分		◎市長が必要でないと認めたときとは・・・・今後必要に応じて内規化。
75	基	
	準	
	+	
基		
準	参考事項	
	設定等年月	平成 12 年(2000 年)4 月 1 日設定 (令和 2 年 3 月 8 日最終変更)
/-+	日	
備	考	

<u>様式B-2</u> 不利益処分の処分基準

処	分 名	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業利用の停止又は廃止
根机	上会及7K条T直	介護保険法第 115 条の 45
根拠法令及び条項 所管部局課室係名		福祉部長寿安心課相談安心係
から		
	関係条項	豊中市徘徊高齢者位置情報提供システム事業実施要綱第8条
		利用者が次の各項目のいずれかに該当するときは、この要綱に基づ
ЬΠ		く事業の停止又は廃止する。
処		(1) 利用者が死亡したとき。
		(2) 同要綱第5条(利用対象者) の規定に該当しなくなったとき。
		(3) 医療機関入院、施設入所等で長期不在となったとき。
		(4) 徘徊位置情報システム端末装置の利用を辞退しようとすると
		き。
		(5) <u>その他、市長が必要でないと認めたとき。</u>
分	446	◎市長が必要でないと認めたときとは・・・
	基	不正な行為により、徘徊位置情報システム端末装置の利用を
	準	しているとき。
		排徊位置情報システム端末装置を本来の目的以外に使用して
		いる
		とき。
基		
準	参考事項	
	設定等年月	亚比19年(9001年)[日1日][中(今年9年4日1日][
	日	平成13年(2001年)5月1日設定(令和2年4月1日最終変更)
備	考	

<u>様式B-2</u> 不利益処分の処分基準

処	分 名	豊中市在宅給食サービス事業 利用の停・廃止
根拠	法令及び条項	介護保険法第 115 条の 45
所管	部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	豊中市在宅給食サービス事業実施要綱第8条
		利用者が次の項目の一に該当するときは、給食サービス事業を停止、
		又は廃止の豊中市在宅給食サービス事業利用廃止(停止)通知書に
処		より申込者に通知する。
		① 死亡したとき
		② 市内に居住しなくなったとき
		③ 同要綱第5条(利用対象者)の規定に該当しなくなったとき
		④ 入院等長期不在となったとき
		⑤ 利用者等から停止又は廃止の申し出があったとき
		⑥ その他、市長が必要でないと認めたとき
分		
	基	◎その他、市長が必要でないと認めたときとは・・・
	準	家族等の支援が可能となり、サービス提供の必要がなくなったとき 等
基		
2.44	4 4 4 7	
準	参考事項	
	=n, ++ k+ h- n	
	設定等年月	平成8年(1996年)4月1日設定 (平成27年4月1日最終変更)
/ -11-	<u> </u>	
備	考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

刻	口 分 名	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業 利用の取消し
根拠法令及び条項		介護保険法 115 条の 45
所	管部局課室係名	福祉部長寿安心課相談安心係
	関係条項	豊中市高齢者みまもりあいステッカー利用支援事業実施要綱第12条
審查	基準	[利用の取消し]・・・要綱第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消すことができる。 (1)前条の要件に該当する届出があったとき。 (2)虚偽の申請により利用を決定したとき。 (3)年間利用料の振込が一定期間なされないとき。 (4)その他市長が利用の必要がないと認めた時。 2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、利用者及び事業者にその旨を豊中市みまもりあいステッカー利用支援事業廃止通知書により通知しなければならない。ただし、前項(2)(3)(4)により取り消した場合は、事業者にのみ通知するものとする。
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	平成3年(1991年)10月1日設定(令和2年6月1日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 10日
準		
処	 内 訳	経由機関 日()
理	1 1 11/	処分機関 10日(長寿安心課)
期		
間	設定等年月日	平成3年(1991年)10月1日設定(令和2年6月1日変更)
偐	黄 考	